平成２６年（フ）第２４７号
奈良市西九条町３丁目12番地の９
債務者　石本　京子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２７２号
奈良県桜井市大字上之宮407番地の１
債務者　神野真有美
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２８０号
奈良市佐保台西町98番地　コートヒルズ302号
債務者　朝隈　直美
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市的場165番地８　中尾清實方
債務者　中尾　竜士
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５号
鳥取県米子市東福原８丁目９番19号　Ｂ号、前住所鳥取県米子市皆生５丁目16番39号102号
債務者　松尾　利奈
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第７０３号
広島市東区温品７丁目15番11―305号
債務者　薮田　　麗
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９号
愛媛県新居浜市星原町１番３号、前住所愛媛県新居浜市萩生131番地の40
債務者　宇佐美美代子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１０８号
愛媛県新居浜市瀬戸町８番18号、前住所愛媛県新居浜市寿町３番14号
債務者　早野　浩代
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１６号
愛媛県西条市大町708番地３
債務者　髙橋　久実
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９２号
福岡県飯塚市太郎丸34番地１　エスポアール穂波110
債務者　石見　忠將
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５９号
宮崎県都城市山田町中霧島3195番地５
債務者　坂口れい子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第７４号
宮崎県日向市大字日知屋15337番地６
債務者　黒木美恵子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４３号
大阪府茨木市橋の内２丁目12番33号　コーポ橋の内305号、申立時の住所福井県敦賀市松葉町18番201号
債務者　吉岡　明美（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１５６号
神戸市西区中野１丁目５番地の７　104号
債務者　土井英代こと　朴　　英代
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
神戸市西区池上４丁目５番地の10　サンテラス池上305号、前住所兵庫県姫路市網干区坂上386番地　ブエナビスタ姫路ウエスト403号
債務者　先野　弥生
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
兵庫県明石市魚住町鴨池５番地の１　ユニライフ明石魚住503号
債務者　梶本　　浩
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
兵庫県明石市大久保町西島769番地の12　パレス西江井島202号
債務者　池上　エイ
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係